

1. 件名：関西電力(株)高浜発電所第3、4号機に係る使用前確認の省略について
2. 日時：令和3年1月13日 10時30分～10時45分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
上田企画調査官、平川主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官
関西電力(株)
原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループマネージャー 他2名
5. 要旨
○原子力規制庁は、令和2年12月14日付けで認可した関西電力(株)高浜発電所第3、4号機の原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価の変更について、原子力規制委員会の確認の要否を確認するために、改めて設計及び工事の計画の内容の説明を求めた。

○関西電力(株)から、資料に基づき認可された設計及び工事の計画は、施設自体に工事等の変更を行うものではないとの説明があった。

○原子力規制庁は、設計及び工事の計画の内容（令和3年1月13日付で軽微変更届出があった第1、2号機の各外部遮蔽を第3、4号機と共用する時期の明確化を含む。）が実用炉規則第17条第4号に基づく使用前確認の省略に該当するかについて、庁内手続きを進める旨を伝えた。
6. その他
資料：高浜3、4号機設工認（中央制御室の居住性評価）に係る使用前確認の取り扱いについて

以上